

日本郵便 年賀寄付金助成金 意見書取得ガイド

～意見書取得の流れ～



このガイドは、意見書取得の
流れについて説明しています。

目次

1. 意見書とは	1
2. 意見書取得までの流れ	2
3. 意見書取得の準備	3
4. 意見書作成依頼の申請	4
5. 意見書依頼先の例	5
6. 注意点	6



意見書とは

- ・ 年賀寄付金の申請に当たっては、申請する事業種別を所管する大臣または都道府県知事の意見書を提出していただく必要があります。

これは申請の際に意見書を添付することが、政令により定められているからです。

(制度改正により任意提出となる場合があります。)

- ・ 意見書の内容・様式は、どのような様式・内容の意見書でも構いません。

ただし、次の事項に係る意見が記載されていることが望まれます。

- ✓ 申請団体の事業内容(定款・寄付行為等に定める団体の事業)が法律に定める10の事業のいずれかに該当する旨の意見
- ✓ 申請事業が法律に定める10の事業のいずれかに該当する旨の意見



- ・意見書を取得するまでの流れは以下のとおりです。

STEP 1

申請入力

年賀寄付金配
分申請フォー
ムで申請内容
を入力します。

STEP 2

申請書の印刷

入力内容をダ
ウンロード後、
印刷します。

STEP 3

意見書作成依頼書作成

意見書作成依
頼書を作成し
ます。

(ダウンロードURL)

<https://www.post.japanpost.jp/kifu/nenga/applications.html>

STEP 4

意見書作成例の取得

上記URLから
意見書作成例
を取得、印刷
します。

STEP 5

意見書作成の依頼

【提出資料】 意見書作成依頼書、ダウンロードした申請書、
法人の定款、意見書作成例

申請する事業
を所管する部
署に意見書作
成を依頼しま
す。

STEP 6

意見書の取得

依頼から入手
まで2週間程
度かかります。

【STEP 1, 2】

- 意見書の取得を行う前に、年賀寄付金配分申請フォームにおいて申請に当たっての必要事項をあらかじめ入力する必要があります。申請ガイドに従い、申請入力を行ってください。

【STEP 3, 4】

- 意見書作成を依頼するに当たり、作成依頼書を作成します。作成依頼書の例は次のURLに掲載しています。

<https://www.post.japanpost.jp/kifu/nenga/applications.html>

【STEP 5, 6】

- 意見書の取得には2週間程度かかる場合がありますので、余裕を持ったスケジュールを確保する必要があります。

申請を予定している場合は早めに都道府県等にご相談いただき、あらかじめ意見書の交付手順、交付に必要な時間を確認し、期限間近の交付依頼とならないようにしてください。

【意見書作成依頼書の作成例】

【意見書作成依頼書の作成例】

2027年度日本郵便年賀寄付金配分申請における
大臣(都道府県知事)への意見書の作成依頼書

2026 年 月 日

〇〇大臣(都道府県知事)殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

日本郵便株式会社が公募する 2027 年度日本郵便年賀寄付金配分事業の申請にあたり、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令(昭和 33 年政令第 279 号)第二条第 2 項に基づいて添付することとされている配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書が必要であるため、同意見書の作成をお願いいたします。

記

(添付書類)

1. 年賀寄付金配分申請書の写し 1 部
2. 当法人の定款の写し 1 部

以上



意見書作成依頼の申請

- ・ 意見書の作成は、申請する事業を所管する部署（都道府県等の所管部署）に依頼します。

申請する事業内容に応じて、意見書の発行元は異なります。依頼先が不明な場合、まずは日ごろお付き合いのある行政部門にご相談ください。

- ・ 原則として認証部門※による意見書作成は認めていませんが、申請する事業を所管する部署が不明な場合は、設立の認証を行った部署で作成してよいこととされています。

（※各都道府県のNPO所管部署など）

参考 内閣府NPOホームページ：所管庁一覧

<https://www.npo-homepage.go.jp/shokatsucho>

- ・ 複数の都道府県にまたがって活動されている場合は、申請する事業を実施する主たる地域の都道府県知事等の意見書を取得してください。
- ・ 申請する事業の所管が都道府県から権限移譲などされている場合は、委譲先の長（市区町村など）で問題ありません。
- ・ 申請する事業の所管部門が都道府県ではなく、教育委員会などの場合は、その組織の長（都道府県、市区町村の教育委員長）の意見書で問題ありません。
- ・ 意見書を取得後、意見書原本と郵便はがきを年賀寄付金事務局宛て郵送します。



意見書依頼先の例

- ・申請事業の内容により、意見書作成の依頼先は異なります。事業別の依頼先の例は以下のとおりですので、参考にしてください。
- ・自治体により、事業を所掌している部署の組織名称が異なります。必要に応じて、都道府県庁または市町村のホームページに掲載されている組織別の担当業務、担当部署を確認してください。

【自治体の意見書作成依頼先部署 事業別事例】

法律に定める10の事業		事業例	依頼先（例）
1	社会福祉の増進を目的とする事業	高齢者や障がい者が利用しやすい活動施設のためのバリアフリー化事業	・社会福祉課 ・地域福祉課
2	風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業	火災、震災等有事の際の児童の安全かつ迅速な避難経路を確保するための避難設備増設事業	・防災推進課 ・防災危機管理課
3	がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業	就労世代のがん患者が治療と仕事を両立するためのピアサポートによる相談支援事業	・地域保健課 ・疾病・感染症対策課
4	原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業	「地域とヒロシマを結ぶ～子どもたちに引継ぎたい反戦平和学習～」	・地域保健課 ・健康づくり推進課
5	交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業	交通事故を減少させ、高齢期に健康に生きるための運転免許証返納支援活動事業	・地域交通政策課 ・所轄警察署
6	文化財の保護を行う事業	無形民俗文化財の継承のための先端技術活用保存事業	・文化財課 ・文化財保護課
7	青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業	青少年の健全育成を支える地域教育再構築事業	・教育委員会 ・子育て社会推進課
8	健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業	健康寿命延伸のための人生100年構想スポーツプロジェクト事業	・スポーツ振興課 ・地域スポーツ課
9	開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業	外国人介護技能実習生を対象とした、日本語能力向上とわが国の文化・歴史学習のための書籍整備事業	・国際課 ・国際政策課
10	地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業	日本の自然環境・生活環境を保全するための富士山頂における越境大気汚染物質の観測事業	・環境管理課 ・環境政策課

- ・ 意見書が発行されるまでには、時間がかかることが予想されます。申請期限間際の依頼とならないよう、早期に申請内容を決定し、都道府県等に連絡、相談することをお勧めします。
- ・ 特に初めて意見書を取得する場合には、入手先がどこなのか分からないことが考えられます。申請する事業を所管する部署が不明な場合、社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人はそれぞれの法人を所管する部署があると思いますので、まずはそちらにご相談ください。
それでも入手先が不明な場合は、都道府県の市民活動支援部門のほか、地域のNPO中間支援団体、社会福祉協議会、過去に年賀寄付金助成を受けた団体等に相談してみてください。
- ・ 以上の相談等を実施しても解決に至らない場合は、早めに年賀寄付金事務局に相談してください。
- ・ 意見書の交付が遅く、申請関係書類の提出期限に間に合わない場合は、次のような内容の理由書を作成し、その他の申請関係書類と併せて、期限内に郵送してください。
理由書記載事例：「意見書の提出遅延について」
記：〇〇県知事宛に意見書交付依頼を〇月〇日に行い、〇〇県〇〇部門より〇月〇日頃までに意見書が交付されるとの通知を受けました。つきましては本理由書を意見書に代えて提出いたします。意見書交付を受けました場合には、直ちにその原本を年賀寄付金事務局に提出いたします。

